

議案第 97 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 11 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市霧生 1323 番地
構造及び面積	霧生広芻多目的集会所 木造平屋建 97.00 平方メートル

2 相手方

伊賀市霧生 1323 番地

広芻小場

代表者 澤田 昌平